

住民監査請求監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

Xほか5名

2 相手方

札幌市長（以下「市長」という。）

3 請求の提出日

平成23年6月23日

4 請求の要件審査

この札幌市職員措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、請求の提出日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 請求の概要

請求人から提出された札幌市職員措置請求書及び下記2記載の平成23年7月19日に行った地方自治法第242条第6項に規定する請求人の陳述を総合した結果、請求（以下「本件措置請求」という。）の要旨及び理由は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

平成22年度に札幌市が北海道朝鮮初中高級学校（以下「本件学校」という。）に対して補助金180万円を交付したことは違法又は不当な支出であるため、市長は札幌市に返還することを求める。また、今後の本件学校への公金支出をやめることを求める。

(2) 請求の理由

ア 本件学校は在日本朝鮮人総联合会（以下「朝鮮総連」という。）が主体となつて、北朝鮮を支配する朝鮮労働党の主張する主体思想を中心とした歴史認識及び政治的見解を朝鮮子弟に教えており、その教育内容には反日本的価値観を醸成する内容が極めて多く含まれている。このような学校に対して、札幌市が補助金を支出することは、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」とす

る憲法 89 条に違反する。

イ 本件学校では、反日本的価値観の醸成や拉致問題に関する事実の歪曲という、日本の公益に反する教育活動が行われている。このことは明確に、東京高裁平成 2 年 1 月 29 日判決でいう「公の利益に沿わない場合」であるのに、私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 1 条の規定に則りその自主性が重んじられ、同法 5 条や学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 14 条にあるように、設立認可者の知事でも是正を命ずることができないことから、現実的に「是正しうる途が確保」されていない。

ウ 他の地方自治体では、住民の理解が得られないとして朝鮮学校への補助金交付を一旦停止・凍結するなどしている。こうした補助金支出に対する国内趨勢が変化してきている兆しであり、その公益上の必要性が存在しないことが徐々に自覚され始めた証左である。

エ 本件学校で反日的な教育を受けることは、こどもたちにとってもマイナスであり、日朝友好親善にも寄与していない。朝鮮語に精通していない職員による学校訪問調査では不十分であり、実情がわからないまま、各種学校に対する補助金を朝鮮学校にだけあてはめるのはいかなものか。北朝鮮による拉致問題も踏まえると、友好意識を持たない国家が関与するところへ日本の税金を使って援助する気にはなれないし、公益性もない。

2 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

請求人の陳述は平成 23 年 7 月 19 日に行われた。その後、7 月 22 日に請求人から新たな証拠等が追加提出されたため、これを同日付けで受理した。

3 監査対象部

札幌市総務局国際部（以下「国際部」という。）

4 監査の方法

地方自治法第 242 条第 4 項の規定による監査は次の方法で実施した。

(1) 書類調査

監査対象部に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行った。

(2) 事情聴取

監査対象部の関係職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 認定した事実

当監査委員は、書類調査及び監査対象部関係職員の事情聴取を行い、次の事実を認めた。

(1) 本件学校について

本件学校は、学校教育法第134条に規定する各種学校として北海道知事の認可を受け、学校法人北海道朝鮮学園（以下「本件法人」という。）が札幌市清田区に設置したものである。その学則においては「本校は、学校教育法にもとづき本校に入学する在日朝鮮人子女に対し、初等、中等の普通教育を施し朝鮮人として必要な教養を涵養し、併せて朝・日両国民の親善に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」とされており、その児童及び生徒として約100名の札幌市民が在籍している。

(2) 補助金について

市長は地方自治法第232条の2の規定に基づき、本件学校の管理運営費に対する補助として、本件法人への補助金を昭和62年度から毎年度支出している。その補助目的は、日朝両国民の親善に寄与しうる人材の育成のためとされている。平成22年度の補助金支出（以下「本件支出」という。）についてみると、本件法人から提出された補助金交付申請に基づき、本件学校の管理運営費のうち教材教具費、教育備品及び学校備品（以下「教材教具費等」という。）の合計金額である1000万円を補助対象経費として特定したうえで、これに充てるための補助金として180万円を交付することを平成22年7月15日に決定している。この補助金額は、平成17年度から平成22年度までの間は毎年度同額の180万円である。

補助金の交付決定に当たっては、事業の終了前に概算払いで交付することとし、本件法人からの請求行為により支払いを行うが、事業の終了後には収支決算書及び事業実績報告書を作成して2ヶ月以内に市長へ提出し、補助金の精算を行うべきことを本件法人へ通知している。これに従い、本件法人から国際部へ請求書が提出され、当該補助金は平成22年10月14日に本件法人へ支出された。

その後、平成23年3月31日に平成22年度の補助対象事業が終了したため、同日付で収支決算書及び事業実績報告書が本件法人から国際部へ提出された。これにより、国際部ではその事業効果を確認したうえで、補助金額を概算払いと同

額と確定している。

これらの事務手続きは、地方自治法、札幌市会計規則及び札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号。以下「訓令」という。）に則り行われている。

また、札幌市の平成 23 年度予算では、第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 5 目 国際交流費として、本件法人への補助金 180 万円が前年度と同様に計上されており、札幌市議会の議決も得ている。平成 23 年 7 月末日の時点では、平成 23 年度の本件法人への補助金交付決定はされていないことから、この支出は行われていない。

(3) 補助金の使途について

前記 1 -(2)にあるとおり、本件支出における補助対象経費は本件学校管理運営費のうち教材教具費等であり、本件法人から平成 23 年 3 月 31 日付けで国際部に提出された収支決算書及び事業実績報告書によれば、その決算内容は次表のとおりである。

項目	金額（単位：円）	説明
教材教具費	2,341,590	教材用各種資料
教育備品	946,275	学校、寄宿舍備品
学校備品	965,425	体育関係施設器具

これらの補助対象経費の合計額は 425 万 3290 円となり、補助金額の 180 万円を上回っている。補助金の交付決定に当たっては、「市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。」ことを通知しているが、国際部が補助金の使途を確認するために本件法人から提出を求めているのは、上記の収支決算書及び事業実績報告書のみであり、経理関係書類の現地調査などは行っていない。

2 判断

前記 1 の認定した事実に基づき、当監査委員は、請求人が本件措置請求で主張する違法又は不当（以下「違法等」という。）などの事由について、次のとおり判断する。

- (1) 請求人は、本件支出が憲法第 89 条に違反していることを主張しているので、まずこの点について検討する。

憲法第 89 条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定する。

この「公の支配」については、教育の事業に対して公の財産を支出し、又は利用させるためには、その教育事業が公の支配に服することを要するが、その程度は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、当該教育事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるものと解される（東京高等裁判所平成 2 年 1 月 29 日判決参照）。

本件法人は、私立学校法第 64 条第 4 項により設立された準学校法人で、同条第 5 項により準用される同法第 62 条の解散命令の対象となっており、法令違反があった場合、所轄庁は解散を命じ得ることとなっている。

また、各種学校である本件学校については、学校教育法第 134 条第 2 項で準用される同法第 13 条の閉鎖命令の対象ともなっており、この命令に違反した場合には罰則も適用されることとなっている。

請求人は、本件学校では日本の公益に反する教育活動が行われており、「公の利益に沿わない場合」にあてはまるにもかかわらず、それを是正する途が確保されていないと主張している。これは、所轄庁である北海道知事が本件法人及び本件学校に対し是正を命じていないことや、学校教育法第 14 条に基づく命令が本件学校には及ばないことがその根拠となっているものと考えられる。

本件学校において日本の公益に反する教育活動が行われているか否かは暫くおくとして、本件法人及び本件学校に対しては、上記のように私立学校法及び学校教育法に基づき知事が必要な指導、監督等を行うことができることは明らかであり、その影響力や権限の行使を妨げるような法的制約や特段の事情があるとは認められない。

したがって、本件法人及び本件学校が公の利益に沿わない場合にはこれらの規定に基づきこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止することができるものと認められるから、本件法人及び本件学校に対しては、憲法第 89

条後段が規定する「公の支配」が及んでいるものと考えられる。

- (2) 次に、本件支出について、地方自治法第 232 条の 2 の定める公益上の必要性を認めることができるかを検討する。

地方自治法第 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定するが、公益上の必要性に関する判断については、普通地方公共団体の長に合理的裁量権が認められ、その判断に裁量権の逸脱又は濫用が認められないかぎり、当該補助金の交付は違法または不当と評価されることはないと解される（広島高等裁判所平成 13 年 5 月 29 日判決参照）。また、公益上の必要性の存否については、地方公共団体の議会あるいは執行機関において、社会的、地域的諸事情を総合的かつ合理的に勘案して判断すべきであって、その裁量の範囲は相当広範なものと解されている（千葉地方裁判所平成 21 年 4 月 24 日判決参照）。

本件支出は、前記認定のとおり日朝両国民の親善に寄与しうる人材の育成を補助の目的とし、日朝両国民の相互理解及び友好親善を深め、ひいては本市の国際化に寄与するものとして、札幌市の公益にかなうとの判断に基づくものである。また、補助の対象経費は、直接生徒の教育に必要な教材教具費等としており、個別の教育内容に着目したものではない。

これらのことを踏まえると、本件学校の教育内容を考慮して公益上の必要性をどのように判断すべきかは、補助に際し市長がその裁量の範囲内において判断すべきものであり、その判断は、明確な違法が認められない限り、合理的なものとして是認することが相当である。

請求人は、朝鮮学校で一般に用いられている歴史教科書の記載内容が史実を歪曲していることや、反日的な教育内容となっていることなどから、本件学校への補助金交付には公益性がなく、相互理解や友好親善を深める目的を果たしていないと主張している。

確かに、請求人が提出した歴史教科書（日本語訳をされたもの）の写の記述中には、請求人の指摘する内容のものが見られ、これらは請求人の主張に沿うものと言える。しかしながら、上記の記述や請求人の陳述から、直ちに本件学校において日本の公益に反する教育活動が行われているとまで断定することは困難であり、他にこの認定を左右するに足る証拠はない。

一方、監査対象部である国際部においては、本件学校の教育内容等について直接調査等を実施したことはなく、その具体的内容を把握していないものの、北海道知事が本件法人や本件学校に対して法令違反行為があるとして行政指導や命令を行った事実がないことから、地域との交流事業などを行っている本件学校への補助に一定程度の公益性があるとする市長の判断に、明確な違法があるとは認められない。

北朝鮮という国家や日本人拉致問題に関連して、朝鮮学校に対する否定的な感情を抱く市民が存在することは理解できるが、他方、本件学校に在籍する生徒も同じ札幌市民であり、札幌で暮らす未来を担う子どもたちのため、民族や国籍を問わず健やかな成長を願うという考えも理解しうるものであって、こうした補助を行うかどうかは、市民の広い議論を通じて政策的に判断されるべきものと考えらる。

したがって、本件支出を決定した市長の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められず、公益上の必要性が存在しないとして本件支出の違法等を言う請求人の主張は、採用することができない。

(3) 次に、本件支出の事務手続きについて検討する。

平成 22 年 9 月に行われた本件法人への補助金の支出は、札幌市会計規則及び訓令等の関係諸規程に則り、適正に支出されていると認められる。その後の補助金額確定及び精算の手続きも、関係諸規程に則り、札幌市における他の補助金交付とほぼ同様の手続きで行われたことが確認できる。そして、訓令第 6 条第 1 項によれば、補助事業終了後に行う事業効果の確認については、事業者から提出された収支決算書及び事業実績報告書の審査と、必要に応じて行う実地調査等によるべきことが定められているから、実地調査等を行うかどうかは国際部の任意の判断に委ねられているものと解するべきであり、その手続き上の瑕疵は認められない。

(4) 最後に、請求人は本件学校への補助金支出を今後は取り止めるべきことを求めているので、その点について検討する。

これまで述べてきたとおり、平成 22 年度における本件支出は違法等とは認められず、補助の公益上の必要性に関する判断においても、市長の裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえない。そのため、現時点においては、本件学校への補助を

行うべきではないとする特段の事情は認められない。

第4 結論

以上により、請求人の本件措置請求には理由がないので、これを棄却することとする。